

## 平成28年度の保険料率等について（お知らせ）

平成28年3月分以降の保険料率は、年々増加する保険給付費、高齢者医療制度の支援金・納付金等により依然として厳しい中ですが、別途積立金からの繰入れにより、現行（健康保険料率90%、介護保険料15%）のまま据え置くことが、平成28年2月24日の組合会において決定されましたのでお知らせいたします。

当健康保険組合では今後の財政状況を見据え平成26年度に「事業及び保険料率の見直しを検討するワーキンググループ」を設置し、様々な観点から議論、検討が重ねられ答申書が出されました。

平成28年度の保険料率は据え置くこととしますが、平成29年度以降の保険料率については、この答申書を踏まえ、準備金と別途積立金の保有状況及び保険給付費や高齢者医療制度に対する支援金・納付金等の動向を注視し、理事会、組合会での議論を重ねながら決定したいと考えております。

今後も様々な経費削減努力を行うとともに、限られた保健事業予算の中で、医療費の適正化や疾病予防対策を積極的に取り組んでまいりますので、引き続きご協力くださいますようお願いいたします。

## 記

## 1 保険料率について（据え置き）

※一般保険料率の内訳が変わります。

		平成28年2月分まで	平成28年3月分から	使 途
			(平成28年5月2日納付期限)	
健康保険料率		90.00/1000	90.00/1000	—
内 訳	一般保険料率 基本 保険料率	42.32/1000	40.92/1000	当健康保険組合加入者の医療給付等に充てる保険料
	特定 保険料率	46.38/1000	47.78/1000	高齢者の医療を支える費用に充てる保険料
	調整保険料率	1.30/1000	1.30/1000	全国の健康保険組合間の共同事業に充てる保険料
介護保険料率		15.00/1000	15.00/1000	介護保険第2号被保険者（40～64歳）が負担する保険料

○保険料額表は別紙

## 2 任意継続被保険者の標準報酬月額の上限額について

任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、前年の9月30日現在における当健康保険組合全被保険者の標準報酬月額を基に毎年度決めることとなっています。

当健康保険組合全被保険者の平均標準報酬月額は、平成27年9月30日現在で34万円となっており前年度と変更がありません。

この標準報酬月額は、退職時の標準報酬月額が36万円以上の方に適用されるものであり、退職時の標準報酬月額が34万円以下の方につきましては退職時の標準報酬月額がそのまま適用されます。

ご不明な点は健康保険組合までお問い合わせください。Tel.06-4708-7451